

那須町工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法において使用する用語の例による。

(区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに緑地面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合(以下「環境施設面積率」という。)は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域及び同号の用途地域の指定のない区域並びに都市計画区域外の区域(以下「対象区域」という。)	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への参入割合)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、敷地割合が高い区域に係る規定を当該敷地の全部に適用する。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われた特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「国準則」という。)備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、国準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.1」と、国準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは「0.15」と、国準則備考第3項中「0.2」とあるのは「0.1」と、「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとする。